

男鹿市における特定事業所集中減算の取り扱い

対象事業所：

男鹿市に所在するすべての居宅介護支援事業所

報告書の作成：

すべての居宅介護支援事業所は、判定期間（前期・後期）ごとに「特定事業所集中減算に係る報告書（以下「報告書」という。）」を作成して下さい。

報告書の提出（郵送又は持参）：

判定の結果、対象サービスの割合が80%を超えた事業所は、理由を記載の上、提出期間末日までに「報告書」および「紹介率の挙証資料」を男鹿市へ提出して下さい。

提出期間：

前期分

9月1日から9月15日まで

後期分

3月1日から3月15日まで

減算適用の判断：

提出された報告書を確認し、当該減算適用の要否を文書により通知します。減算の適用は、男鹿市における「正当な理由」により判断します。

判定期間等：

前期

判定期間：3月1日から同年8月末日まで

減算期間：10月1日から翌年3月31日まで

後期

判定期間：9月1日から翌年2月末日まで

減算期間：4月1日から同年9月30日まで